

品川区障害者相談員設置要綱

制定 平成 24 年 3 月 1 日区長決定 要綱第 107 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日部長決定 要綱第 357 号
改正 平成 28 年 3 月 11 日区長決定 要綱第 89 号

(設置)

第1条 障害者および障害児の保護者からの相談に応じ、これらの者に必要な情報の提供および助言その他の便宜の供与ならびに障害者および障害児の更生のために必要な援助を行うために、次に掲げる品川区障害者相談員(以下「相談員」という。)を置く。

- (1) 身体障害者相談員
- (2) 知的障害者相談員
- (3) 精神障害者相談員

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち 18 歳以上である者をいう。

- 2 この要綱において「障害児」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- 3 この要綱において「保護者」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条に規定する保護者をいう。

(業務)

第3条 身体障害者相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 身体障害者が行う地域活動の中核となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体障害者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。
- (3) 身体障害者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

2 知的障害者相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導および助言を行うこと。
- (2) 知的障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること。

- (3) 知的障害者に対する援護思想の普及に努めること。
 - (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。
- 3 精神障害者相談員は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 精神障害者の医療、金銭、余暇等の日常生活に関する相談を行うこと。
 - (2) 精神障害者の社会復帰に関する相談を行うこと。
 - (3) 精神障害者に対する正しい知識の普及に努めること。
 - (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

(関係機関との連携)

第4条 相談員は、業務を行うにあたっては、福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

(委託)

第5条 区長は、別に定める障害者団体等から推薦のあった者のうち、人格見識が高く、社会的信望があり、障害者および障害児の福祉の増進に熱意を有するものに相談員の業務を委託する。

(相談員の定数)

第6条 相談員の定数は、次の各号に掲げる相談員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 身体障害者相談員 14人
- (2) 知的障害者相談員 9人
- (3) 精神障害者相談員 2人

(業務委託の期間)

第7条 相談員の業務委託の期間は、2年とする。ただし、補欠の相談員の業務委託の期間は、前任者の残任期間とする。

(業務委託の解除)

第8条 区長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該相談員に対する業務委託を解除するものとする。

- (1) 業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、または業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員としてふさわしくない非行のあった場合

(報告)

第9条 相談員は、委託された業務に関する活動実績を報告するものとする。

(活動費)

第10条 相談員には、交通費・通信費相当の活動費を支払うものとする。

2 前項の活動費の額は、予算の範囲内において、別に定める。

(遵守事項)

第11条 相談員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委託された業務を行うにあたって障害者および障害児の人格を尊重すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。相談員の職を退いた後も同様とする。
- (3) 委託された業務を行うにあたって証書を携行すること。

(委任)

第 12 条 この要綱において別に定めるものとされている事項およびこの要綱の施行に関する必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

